

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 65 条 当社は、3G 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その 3G 通信サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、3G 通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該 3G 通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 2（付加機能使用料）（当社が別に定めるものを除きます。）に規定する料金。

(2) 料金表第 1 表第 3（通信料）に規定する料金（3G 通信サービスを全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握する事が困難な場合には、3G 通信サービスをまったく利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料を元に算出します。))。

(3) 4G 通信サービス契約約款に規定する料金（特定契約サービス(4G)契約者に限ります。）

(4) 5G 通信サービス契約約款に規定する料金（特定契約サービス(4G)契約者に限ります。）

3 第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により 3G 通信サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 66 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号又はメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。